

# ご自宅の 地震に対する安全性 を確認しましょう。

人吉市では、今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震診断費用の補助制度を設けています。

## 1 対象住宅

次の全てに該当するもの

- (1)人吉市内にあるもの
- (2)戸建て木造住宅
- (3)住宅所有者が現に住んでいるもの
- (4)在来軸組構法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）又は伝統的構法によって建築されたもの
- (5)地上階数が3以下のもの
- (6)昭和56年5月31日以前に着工したもの又は熊本地震で罹災したことが確認できるもの
- (7)建築基準法に係る違反がないもの（建築確認申請など）
- (8)他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの

## 2 申込みできる方

原則として住宅所有者

（所有者が複数人いる場合は、所有者全員の承諾が必要）



## 3 補助金額

補助率 . . . **2/3 以内**

補助金額 . . . **最大 68,000 円**

## 4 申込方法

必要書類を揃えて下記の問い合わせ先まで持参してください

### ○必要書類

- ・申請書（様式第1号）
- ・住民票の写し
- ・補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
- ・滞納がないことの証明書
- ・住宅の所有者が分かる書類の写し
- ・当該住宅の建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの
- ・その他市長が必要と認める書類

## 5 申込み・問合せ先

〒868-8601 人吉市西間下町字永溝7番地1  
**人吉市役所住宅政策課建築係**

場所：人吉市庁舎2階 1番窓口

電話：0966-22-2111(内線2234、2236)

時間：9:00～12:00、13:00～17:00まで

※土、日、祝日を除く

**※予算がなくなり次第、終了となります**

# 人吉市戸建木造住宅 耐震改修等補助金

## ご自宅の耐震化 を支援します。



人吉市では、今後の大地震に備え、住民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、戸建て木造住宅の耐震改修設計、耐震改修費用等の補助制度を設けています。

### 耐震改修

#### 耐震改修設計

補助率	2/3以内
補助金の額	最大20万円

#### 耐震改修工事

補助率	1/2以内
補助金の額	最大60万円

#### 耐震改修設計 +耐震改修工事

補助率	4/5以内
補助金の額	最大100万円

### 建替え

#### 建替え工事

補助率	23%以内
補助金の額	最大60万円

#### 建替え設計+建替え工事

補助率	4/5以内
補助金の額	最大100万円

### 耐震シェルター

補助率	1/2以内
補助金の額	最大20万円

#### 耐震シェルター

地震で住宅が倒壊しても寝室や就寝スペースを守る装置



## 補助の主な条件

### 共通条件

・戸建て木造
・在来軸組構法、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）又は伝統的構法
・階数3以下
・昭和56年5月31日以前に着工 又は 熊本地震により罹災
・現に所有者が居住



### 各事業別の条件

（上記共通条件に加え、各事業、新耐震・旧耐震※1 の別に次の条件があります。）

耐震改修設計	耐震改修工事	建替え工事	耐震シェルター工事	
			新耐震※1	旧耐震※1
共通条件のみ	耐震診断の結果、倒壊の可能性あり	耐震診断の結果、倒壊の可能性あり ＋ 被災者生活再建支援金の支給対象ではないもの	耐震診断の結果、倒壊の可能性あり 又は 大規模半壊以上の罹災	共通条件のみ

※1 新耐震：新耐震基準の場合（昭和56年6月1日以降に着工したもの）

旧耐震：旧耐震基準の場合（昭和56年5月31日以前に着工したもの）

※ 耐震診断を受けられた場合で、耐震性ありの診断結果が出ている場合は、いずれも対象外です。

申込み・問合せ先

人吉市住宅政策課建築係

電話：0966-22-2111

（内線 2234、2236）